

# 長期未着手都市計画公園・緑地（尼崎市決定）の見直し方針

概要版

平成30年3月

尼崎市

## 1 見直しに至った背景

都市計画公園・緑地は、安全で安心な都市の形成や、快適な都市環境の創出を図る上で、都市の根幹となる施設として都市計画決定され、地域の状況や土地権利者の意向等を勘案しながら、事業の実施に鋭意取り組んできました。

一方、都市計画公園・緑地の中には、都市計画決定後、長期間を経ても事業化に至らないものが多く存在しており、時間の経過の中で、公園の必要性や周辺の状況等が変化しているものもあると考えられます。

こうした長期未着手の都市計画公園・緑地については、地権者への長期間にわたる権利制限が問題となっており、国の都市計画運用指針においても、必要性等の検証を行い適時適切な見直しを行うことが望ましいという考え方が示される中で、その見直しの動きが全国的なものとなっています。

このような中、平成 25 年 8 月には、兵庫県が策定した「都市計画公園・緑地（市町決定）の検証に関する基本的な考え方」が、県下市町に示され、また、平成 26 年 7 月に改定した本市「緑の基本計画」において、都市計画決定されたものの事業化に至っていない都市計画公園・緑地の適切な見直しを進めていくとしていることから、この度、市決定の長期未着手都市計画公園・緑地の見直しを行いました。

## 2 見直しの対象

都市計画決定されたものの事業化に至っていない都市計画公園・緑地（尼崎市決定のもので、部分供用しているものを含む。）55 公園・3 緑地のうち、見直し対象外のものを除いた 47 公園・3 緑地（以下「長期未着手公園・緑地」という。）を対象としました。

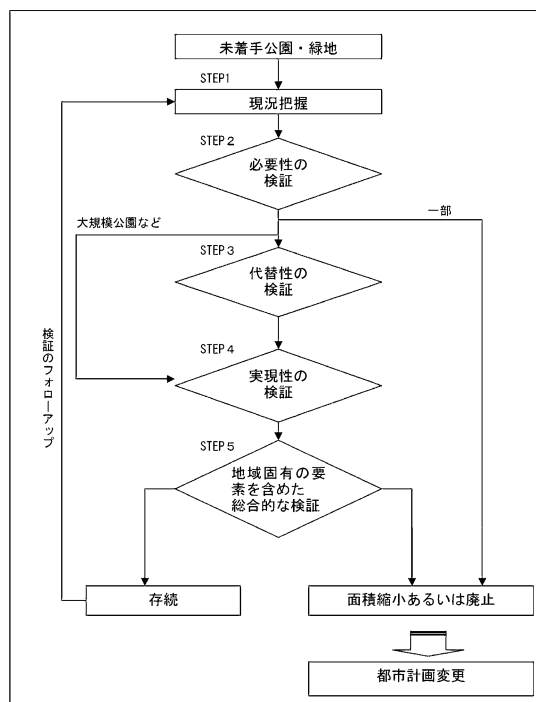
## 3 見直しの手順

対象となる長期未着手公園・緑地について、県の「都市計画公園・緑地（市町決定）の検証に関する基本的な考え方」を参考に、本市独自の視点を加えて、その必要性、代替性、実現性、地域固有性の有無を検証し、個々の長期未着手公園・緑地について「存続」、「面積縮小」又は「廃止」の方針を示します。

なお、既に供用されている区域については都市公園法の規定により存続を前提としています。

### (1) 現状把握【STEP1】

個々の長期未着手公園・緑地毎に都市計画の決定内容、上位計画における位置付け、計画区域の状況等を整理します。



見直しの手順（フロー図）

#### 検証の視点

- ・ 緑の基本計画の「緑の拠点」(環境保全・景観形成・文化レクリエーション・防災の各拠点)または「緑の軸」として位置付けられているか。
- ・ 地域防災計画の「大火災避難場所」または「地域防災拠点」として位置付けられているか など。

### (2) 必要性の検証【STEP2】

上位計画における位置付けや周辺の都市公園の配置状況、既整備面積等から都市公園としての必要性の有無について検証します。

#### 検証の視点

- ・ 身近な公園の場合は、緑の基本計画で定める誘致距離や標準面積等の基準をもとに検証する。
- ・ 全域未供用の身近な公園で充足地にある場合は、都市公園としての必要性がないものとみなし、廃止候補とする。
- ・ 身近な公園以外の公園(地区公園・都市基幹公園・都市緑地)で都市計画決定(変更)当時と比べて必要とされた機能に変化があった、あるいは供用部分のみで公園の機能が十分に発揮できているなど、都市計画決定(変更)当時と比べて必要性がなくなった場合、都市公園としての必要性がないものとみなし、全域未供用の公園については廃止候補、一部供用している公園については面積縮小候補とする。

### (3) 代替性の検証【STEP3】

上位計画で求められる機能や都市公園の機能の代替手法の有無について検証します。

#### 検証の視点

- ・ 都市公園のもつ機能である、環境・景観・文化レクリエーション・防災の4つの機能の全てが、当該公園の誘致圏域内にある代替施設(都市公園や街路樹、生産緑地、神社など)により充たされているかどうか。
- ・ 身近な公園以外の公園(地区公園・都市基幹公園・都市緑地)については、代替性の検証は行わない。

### (4) 実現性の検証【STEP4】

土地の取得状況や民有地の土地利用状況等の土地の現状、概算事業費等を勘案し、未供用区域の整備が見込めるかどうか検証します。

#### 検証の視点

- ・ 公有地であっても現況の土地利用が道路や河川である場合、現況が墓地である場合などで、区域の整備が見込めない場合は、実現性がないとみなす。

### (5) 地域固有の要素を含めた総合的な検証【STEP5】

ここまでの必要性や代替性、実現性の検証結果のほか、住民ニーズやまちづくりの観点、都市計画制限の影響等、個々の実情と特性に応じた地域固有の要素などを総合的に検証し、存続、面積縮小又は廃止の方針を示します。

#### 4 検証結果（見直し方針）

種別	No.	公園名	見直し前			検証結果						見直し後		
			計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	未供用面積 (ha)	必要性		代替性		実現性	総合検証	見直し方針	計画面積 (ha)	廃止(縮小)面積 (ha)
						上位計画	都市公園	上位計画	都市公園					
街区公園	1	常光寺北	0.15	0.08	0.07	×	×	-	-	×	×	面積縮小(未供用の全部)	0.08	0.07
	2	難波	0.47	0.40	0.07	×	×	-	-	○	○	存続	0.47	0.00
	3	竹谷	0.47	0.10	0.37	○	×	×	-	×	×	面積縮小(未供用の全部)	0.10	0.37
	4	春日	0.61	0.59	0.02	×	×	-	-	×	×	面積縮小(未供用の全部)	0.59	0.02
	5	松原	0.90	0.09	0.81	○	○	○	○	×	×	面積縮小(未供用の全部)	0.09	0.81
	6	田能	0.13	0.00	0.13	○	○	○	○	×	×	廃止	0.00	0.13
	7	法界寺	0.48	0.15	0.33	×	○	-	○	×	×	面積縮小(未供用の全部)	0.15	0.33
	8	浜	0.49	0.00	0.49	×	○	-	△	×	○	面積縮小(未供用の一部)	0.30	0.19
	9	川田	0.07	0.06	0.01	×	○	-	△	×	×	面積縮小(未供用の全部)	0.06	0.01
	10	西端	0.21	0.00	0.21	×	×	-	-	-	-	廃止	0.00	0.21
	11	三反田	0.31	0.19	0.12	×	△	-	○	△	×	面積縮小(未供用の全部)	0.19	0.12
	12	栗山	0.77	0.37	0.40	○	×	○	-	×	×	面積縮小(未供用の全部)	0.37	0.40
	13	高田	0.72	0.64	0.08	○	×	○	-	×	×	面積縮小(未供用の全部)	0.64	0.08
	14	南守部	0.20	0.00	0.20	×	×	-	-	-	-	廃止	0.00	0.20
	15	西富松	0.29	0.00	0.29	○	○	×	○	×	○	存続	0.29	0.00
	16	武庫之荘	0.39	0.19	0.20	×	△	-	×	×	×	面積縮小(未供用の全部)	0.19	0.20
	17	生津	0.34	0.30	0.04	○	×	○	-	×	×	面積縮小(未供用の全部)	0.30	0.04
	18	常吉	0.21	0.00	0.21	×	○	-	○	×	×	廃止	0.00	0.21
	19	常松	0.27	0.00	0.27	○	○	○	△	△	○	存続	0.27	0.00
	20	時友西	0.32	0.00	0.32	×	○	-	△	×	○	面積縮小(未供用の一部)	0.31	0.01
	21	西昆陽	0.22	0.05	0.17	○	○	○	△	△	○	存続	0.22	0.00
	22	菊町	0.19	0.00	0.19	○	○	×	×	×	○	面積縮小(未供用の一部)	0.18	0.01
	23	塚口墓前	0.85	0.10	0.75	○	×	○	-	△	×	面積縮小(未供用の一部)	0.11	0.74
	24	宮裏	0.64	0.00	0.64	×	×	-	-	-	-	廃止	0.00	0.64
	25	上食満	0.55	0.49	0.06	○	×	○	-	△	×	面積縮小(未供用の一部)	0.50	0.05
	26	山北	0.19	0.10	0.09	×	○	-	○	×	×	面積縮小(未供用の全部)	0.10	0.09
	27	時友中央	0.47	0.43	0.04	○	×	○	-	×	×	存続	0.47	0.00
	28	南台	0.28	0.26	0.02	×	×	-	-	×	×	面積縮小(未供用の全部)	0.26	0.02
近隣公園	29	大物	1.9	1.5	0.4	○	×	○	-	○	×	面積縮小(未供用の全部)	1.5	0.4
	30	橘	2.8	2.3	0.5	○	×	○	-	△	×	面積縮小(未供用の全部)	2.3	0.5
	31	宮前	1.2	1.1	0.1	○	○	○	○	○	×	面積縮小(未供用の全部)	1.1	0.1
	32	中央	1.6	1.5	0.1	○	×	○	-	○	○	存続	1.6	0.0
	33	浜田川	1.8	0.6	1.2	○	○	○	○	×	×	面積縮小(未供用の一部)	1.0	0.8
	34	蓬川	2.8	1.8	1.0	×	×	-	-	×	×	面積縮小(未供用の全部)	1.8	1.0
	35	浜田	1.7	1.0	0.7	○	○	○	○	×	×	面積縮小(未供用の全部)	1.0	0.7
	36	神崎	1.0	0.0	1.0	○	×	○	-	-	-	廃止	0.0	1.0
	37	潮江	2.6	1.9	0.7	×	×	-	-	×	×	面積縮小(未供用の全部)	1.9	0.7
	38	武庫	2.7	0.0	2.7	○	○	×	○	×	×	廃止	0.0	2.7
	39	葎島	3.6	1.7	1.9	○	×	○	-	×	×	面積縮小(未供用の全部)	1.7	1.9
地区公園	40	上坂部西	3.3	2.7	0.6	○	○	○	-	○	○	存続	3.3	0.0
	41	猪名川	7.2	5.3	1.9	○	×	○	-	○	○	存続	7.2	0.0
	42	塚口北	3.1	0.2	2.9	×	×	-	-	×	×	面積縮小(未供用の一部)	0.2	2.9
	43	西武庫	7.2	7.1	0.1	○	×	○	-	×	○	存続	7.2	0.0
総合公園	44	水明	14.3	1.9	12.4	○	○	×	-	○	○	存続	14.3	0.0
	45	小田南	12.1	5.6	6.5	○	○	×	-	△	○	面積縮小(未供用の一部)	10.4	1.7
運動公園	46	藻川	27.2	0.0	27.2	○	×	○	-	-	-	廃止	0.0	27.2
特殊公園	47	佐璞丘	3.4	0.14	3.26	○	○	×	-	○	○	面積縮小(未供用の一部)	2.9	0.5
都市計画公園計		計47個所	112.69	40.93	71.76								65.64	47.05
緑道	48	大物川	3.1	2.4	0.7	○	○	○	-	△	○	面積縮小(未供用の一部)	3.0	0.1
河川敷緑地	49	武庫川河川敷	136.4	45.0	91.4	○	○	○	-	△	○	面積縮小(未供用の一部)	136.2	0.2
都市緑地	50	元浜	3.8	3.7	0.1	○	○	○	-	△	○	存続	3.8	0.0
都市計画緑地計		計3個所	143.3	51.1	92.2								143.0	0.3

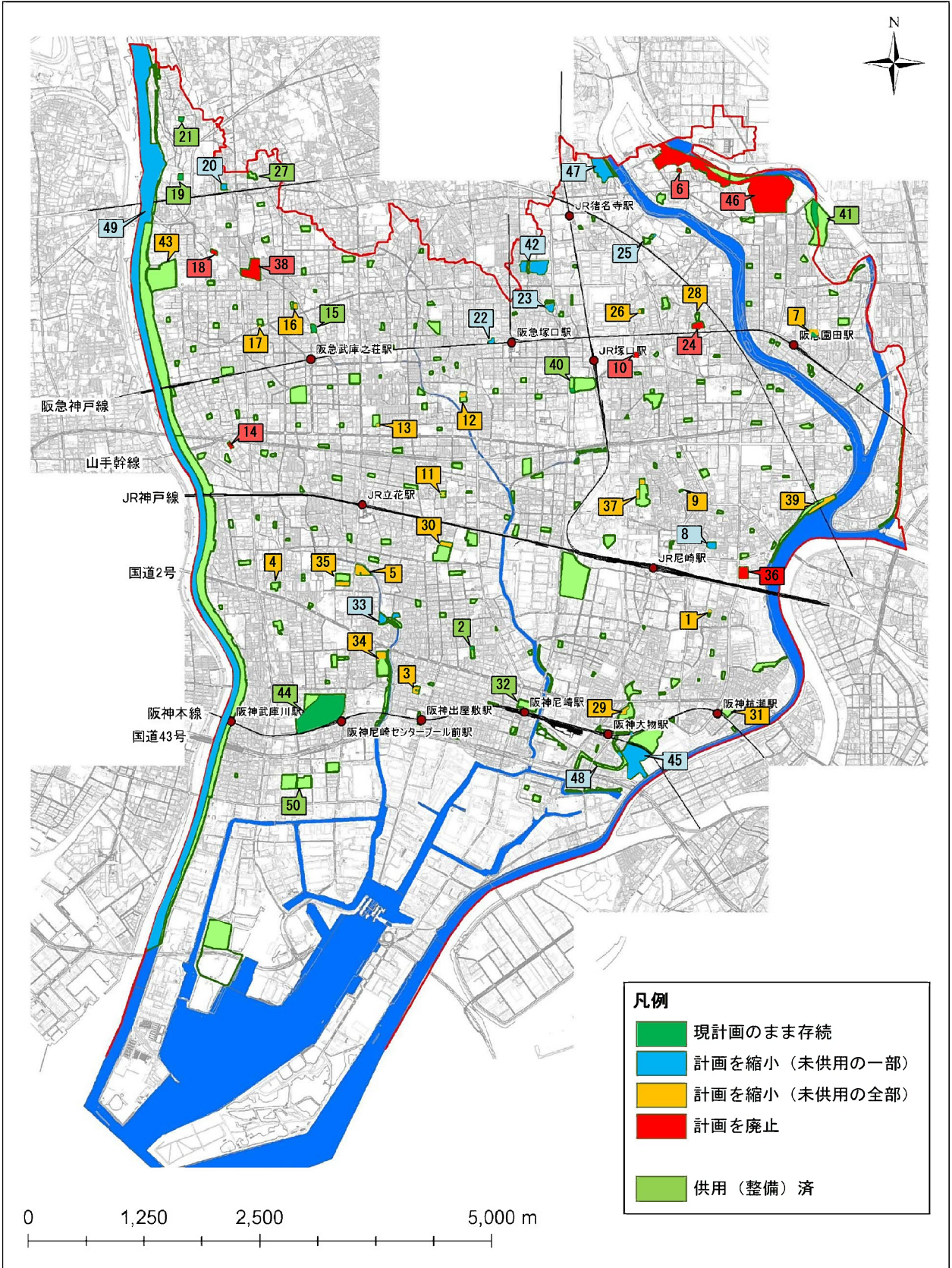


図 検証結果（配置図）

## 検証結果（集計表）

種別	検証結果（見直し方針）（箇所）				見直し前（ha）			見直し後（ha）	
	存続	面積縮小 （未供用の 一部）	面積縮小 （未供用の 全部）	廃止	計画面積	供用面積	未供用面積 （見直し対象）	未供用面積の うち存続面積	未供用面積の うち廃止面積
街区公園	5	5	13	5	11.19	4.59	6.60	1.65	4.95
近隣公園	1	1	7	2	23.7	13.4	10.3	0.5	9.8
地区公園	3	1	0	0	20.8	15.3	5.5	2.6	2.9
総合公園	1	1	0	0	26.4	7.5	18.9	17.2	1.7
運動公園	0	0	0	1	27.2	0.0	27.2	0.0	27.2
特殊公園	0	1	0	0	3.4	0.14	3.26	2.76	0.5
小計	10	9	20	8	112.69	40.93	71.76	24.71	47.05
都市計画緑地	1	2	0	0	143.3	51.1	92.2	91.9	0.3
合計	11	11	20	8	255.99	92.03	163.96	116.61	47.35

## 5 見直し後の手続き

### （１）面積縮小及び廃止候補の公園・緑地

面積縮小及び廃止候補の公園・緑地については、地域との合意形成を図った上で、都市計画変更手続を行います。

また、条例による民有地緑化の推進や、地域の要望に応じた地区計画等の活用により都市計画変更後の良好な住環境の確保に取り組みます。

### （２）存続する公園・緑地

存続する公園・緑地については、整備の推進に向けて、（仮称）都市公園整備プログラム（案）の策定に向けた検討を行います。なお、存続する公園・緑地については、その事業計画が示されるまでの間、定期的に検証を実施していきます（検証のフォローアップ）。

また、見直しの結果を受けて、本市が目指すべき都市公園の整備目標（長期的な目標）の設定について、都市公園条例の一部改正も含めて検討していきます。

以 上